

令和3年第3回永平寺町議会臨時会議事日程

(1日目)

令和3年4月22日(木)

午前10時00分 開議

1 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
(町長招集あいさつ)
- 第 3 承認第 3号 令和2年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について
- 第 4 承認第 4号 令和2年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算の専決処分の承認について
- 第 5 承認第 5号 令和2年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算の専決処分の承認について
- 第 6 承認第 6号 令和2年度永平寺町土地開発事業特別会計補正予算の専決処分の承認について
- 第 7 承認第 7号 令和3年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について
- 第 8 承認第 8号 永平寺町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 第 9 承認第 9号 永平寺町債権管理条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 第10 議案第42号 松岡東幼児園リフレッシュ改修工事(建築)の請負契約締結について

2 会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員(14名)

1番 松川正樹君

2番 上田誠君

3番 中 村 勘太郎 君
 4番 金 元 直 栄 君
 5番 滝 波 登喜男 君
 6番 齋 藤 則 男 君
 7番 江 守 勲 君
 8番 伊 藤 博 夫 君
 9番 長 岡 千惠子 君
 10番 川 崎 直 文 君
 11番 酒 井 和 美 君
 12番 酒 井 秀 和 君
 13番 朝 井 征一郎 君
 14番 奥 野 正 司 君

4 欠席議員（0名）

5 永平寺町議会に説明のため出席した者の職氏名

町	長	河 合 永 充 君
副 町	長	山 口 真 君
教 育	長	室 秀 典 君
消 防	長	坪 田 満 君
総 務 課	長	平 林 竜 一 君
防 災 安 全 課	長	吉 田 仁 君
財 政 課	長	森 近 秀 之 君
総 合 政 策 課	長	原 武 史 君
会 計 課	長	酒 井 宏 明 君
税 務 課	長	石 田 常 久 君
住 民 生 活 課	長	吉 川 貞 夫 君
福 祉 保 健 課	長	木 村 勇 樹 君
子 育 て 支 援 課	長	島 田 通 正 君
農 林 課	長	黒 川 浩 徳 君
商 工 観 光 課	長	江 守 直 美 君
建 設 課	長	家 根 孝 二 君

上 下 水 道 課 長	朝 日 清 智 君
上 志 比 支 所 長	歸 山 英 孝 君
学 校 教 育 課 長	多 田 和 憲 君
生 涯 学 習 課 長	清 水 和 仁 君

6 会議のために出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	坂 下 和 夫 君
書 記	竹 内 啓 二 君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

午前10時00分 開会

～開 会 宣 告～

○議長（奥野正司君） 開会に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。

去る4月13日、町長より令和3年第3回永平寺町議会臨時会の招集告示がなされ、早速ご案内を申し上げましたところ、各議員におかれましては、ご健勝にて一堂に会し、ここに本議会が開会できますことを心より厚く御礼申し上げます。

なお、本日傍聴に来庁されました皆様には、傍聴心得を熟読され、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

また、傍聴者を含め議場に入場する方には、マスク着用などの新型コロナウイルス感染症予防の対応にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

本日の会議事件の説明者として、町長、副町長、教育長、消防長並びに各課長の出席を求めています。

本日の議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、よろしくご協力のほど、お願い申し上げます。

ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。

これより令和3年第3回永平寺町議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

～日程第1 会議録署名議員の指名～

○議長（奥野正司君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、7番、江守君、8番、伊藤君を指名します。

～日程第2 会期の決定について～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期を、本日1日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日間と決定しました。

次に、町長より招集の挨拶を受けます。

町長。

○町長（河合永充君） おはようございます。

令和3年第3回永平寺町議会臨時会の開会に当たり、町政の運営に関する所信の一端を申し述べるとともに、今回ご提案いたします議案等の概要についてご説明申し上げます。

桜の花から、目に鮮やかな新緑の季節を迎えております。議員各位におかれましては、ご壮健でご活躍のことと心からお喜び申し上げます。

本臨時会のご案内をさせていただきましたところ、ご参集を賜り、厚くお礼申し上げます。

先月2日に発生した土砂崩れにより運転を見合わせておりました、えちぜん鉄道の勝山―山王間の復旧が進み、当初予定していた再開時期を、前倒しにより今月6日に運転再開となりました。これにより、通勤通学などで多くの町民の皆様が利用している移動手段が再開され、大変喜んでいるところです。改めて、福井県をはじめ、早期復旧に尽力された関係機関、工事関係者の皆様に深く感謝を申し上げる次第です。

さて、福井県内では、4月に入り第4波が本格化し、新型コロナウイルスの感染拡大に歯止めがかからない状況を受け、県は16日に独自基準による初の感染拡大特別警報を発令しました。また、県内でも猛威を振るう変異株は、従来株で感染率が低かった若年層にも広がりやすい可能性が指摘されているところです。

このような状況を受け、当町といたしましてもすぐに対策本部会議を開催し、変異株は発症までの期間が従来株に比べて短い傾向にあるため、早めに医療機関を受診しないと感染拡大、重症化のおそれがあることや、新型コロナワクチンの接種体制とスケジュールの確認など、情報共有を行ったところです。町民の皆様には、今後も日常生活において県民行動指針及び新しい生活様式の実践に努め、引き続き感染防止にご理解とご協力をお願いいたします。

また、今年度新たに設置しました防災安全課をはじめ、福祉保健課と保健センター、その他関係各課と連携を密にしながら、今後の集団接種の実施に向けて全庁体制で進めているところです。

さらに、今後の出水期への対応や激甚化する自然災害への備えなど、新体制の下、消防本部や自主防災組織のリーダーの皆さん、防災士の会の皆さん、その他災害対応に関係する各種団体等の皆さんと連携しながら、町民の皆様の安全、安心の確保や防災意識の向上に取り組んでまいります。

それでは、本臨時会にご提案いたします議案等でございますが、令和2年度永

平寺町一般会計補正予算、令和2年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算、令和2年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算、令和2年度永平寺町土地開発事業特別会計補正予算、これらの4件につきましては、3月30日付にて専決処分させていただきましたので、ご承認をお願いするものでございます。

次に、令和3年度永平寺町一般会計補正予算につきましては、4月1日付にて専決処分させていただきましたので、承認をお願いするものでございます。

次に、永平寺町税条例の一部を改正する条例及び永平寺町債権管理条例等の一部を改正する条例につきましては、3月31日に専決処分させていただきましたので、承認をお願いするものでございます。

また、松岡東幼児園リフレッシュ改修工事の請負契約につきましては、条例の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

以上、本臨時会の開催に当たり議案等の概要を申し上げましたが、詳細につきましては上程の際にご説明いたしますので、何とぞ慎重にご審議いただき、妥当なご決議を賜りますようお願い申し上げます、開会のご挨拶といたします。

よろしく申し上げます。

～日程第3 承認第3号 令和2年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について～

～日程第4 承認第4号 令和2年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算の専決処分の承認について～

～日程第5 承認第5号 令和2年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算の専決処分の承認について～

～日程第6 承認第6号 令和2年度永平寺町土地開発事業特別会計補正予算の専決処分の承認について～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第3、承認第3号、令和2年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についてから、日程第6、承認第6号、令和2年度永平寺町土地開発事業特別会計補正予算の専決処分の承認についてまでの4件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま一括上程いただきました承認第3号、令和2年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についてから承認第6号、令和2年度永平寺町土地開発事業特別会計補正予算の専決処分の承認についてまでの提案理

由のご説明を申し上げます。

承認第3号、令和2年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認につきましては、森林環境譲与税基金への積立金814万2,000円、すこやか子育て支援基金への積立金9,841万9,000円、新生児特別給付金125万円などの歳出増額と、新型コロナウイルス感染症や関係機関との調整また事業内容の精査による減額した予算を合わせて、総額として2,822万3,000円を増額したものでございます。

歳入におきましては、本年1月の大雪などにより国からの特別地方交付税1億9,300万円、臨時道路除雪事業費補助金6,500万円、その他の交付金が追加交付されたことから、計上しておりました財政調整基金を減額しております。

次に、承認第4号、令和2年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算の専決処分の承認につきましては、一般被保険者療養給付費の支出が当初の見込みを上回ったことや国県支出金の増額交付があったことから、財源の組替えにより2,998万1,000円を増額したものでございます。

次に、承認第5号、令和2年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算の専決処分の承認につきましては、医療保険料率の改定などにより福井県後期高齢者医療広域連合納付金が増えたことにより、1,983万円を増額したものでございます。

最後に、承認第6号、令和2年度永平寺町土地開発事業特別会計補正予算の専決処分の承認につきましては、山王地区宅地造成事業において2区画の売却ができなかったことと、造成工事費との差額により894万8,000円を減額したものでございます。

なお、これらの補正予算は、令和3年3月30日に専決させていただいたものでございます。

以上、承認第3号、令和2年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についてから承認第6号、令和2年度永平寺町土地開発事業特別会計補正予算の専決処分の承認についてまでの提案理由のご説明とさせていただきます。

詳細な事項につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（奥野正司君） 補足説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（森近秀之君） それでは、承認第3号、令和2年度永平寺町一般会計補

正予算の専決処分の承認についてから承認第6号、令和2年度永平寺町土地開発事業特別会計補正予算の専決処分の承認についてまで、一括して補足説明をさせていただきます。

承認第3号、令和2年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認から承認第6号、令和2年度永平寺町土地開発事業特別会計補正予算の専決処分の承認までにつきましては、令和3年3月30日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたもので、同条第3項の規定により報告並びに承認をお願いするものでございます。

それではまず、永平寺町一般会計補正予算の説明から入らせていただきます。

議案書の4ページをお願いいたします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,822万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ115億8,655万9,000円とお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、5ページから8ページにかけての第1表、歳入歳出予算補正によるところでございませう。

議案書の9ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費の補正としましては、4月以降に申請が見込まれる新生児特別給付金の支給額の増額補正をさせていただくもので、20万円の増額補正の繰越明許費をお願いするものでございませう。

次に、10ページをお願いいたします。

第3表、地方債補正は、令和2年度に発行する合併特例債の額を減額したことに伴い、限度額の変更をお願いするものでございませう。

それではまず、今回の補正における歳出の主なものについてご説明を申し上げます。

16ページをお願いいたします。

中段、款2総務費、目4財産管理費、基金積立金のうち、814万2,000円につきましては森林環境譲与税を活用した事業実施後の支出残を森林環境譲与税基金として、また、9,841万9,000円につきましては今後の子育て支援のための基金として積み立てるもので、総額1億656万1,000円を積み立てるものでございませう。

同じく款2総務費、目5企画費、永平寺町住まいる定住応援事業補助金62万

1, 000円につきましては、申請件数の増加に伴う補正をお願いするもので、令和2年度の補助の件数は78件となっております。

その下、繰出金、土地開発事業特別会計繰出金208万7,000円につきましては、山王地区の宅地分譲3区画のうち2区画の申込みがなく売払い収入がなかったことから、造成などに係る費用に不足が生じたことにより、一般会計繰出金として補正をさせていただいたものでございます。

次に、17ページをお願いいたします。

中段の款3民生費、目3児童措置費、新生児特別給付金につきましては、新型コロナウイルス感染症対策事業として、令和2年度に生まれたお子さんに対し支給する給付金の額として25名分の補正をお願いするものでございます。なお、3月に生まれ4月以降に出生届が提出されたお子さんに対しても支給できるよう、先ほど述べました9ページの第2表、繰越明許費の補正をお願いするものでございます。

このほか、16ページから19ページ上段の減額された補正、また財源組替えた款目の各事業におきましては、新型コロナウイルス感染症対策事業補助金の交付による財源組替え、また関係機関との調整による事業内容の見直し、精査による減額という専決予算をさせていただきましたので、よろしくをお願いいたします。

次に、19ページをお願いいたします。

中段以降、款10教育費、目、事務局費、学校管理費、教育振興費の各事業におきましては、主に国の緊急事態宣言によります4月、5月の各小中学校の臨時休業の影響によって減額補正をさせていただいたものでございます。

次に、20ページをお願いいたします。

中学校費の備品購入費100万円の減額は備品購入の入札差金、また、扶助費の150万円の減額は、学校行事の縮小などによる対象費用の減少による減額補正とさせていただくものでございます。

次に、款10教育費、目1社会教育総務費、その下、目1保健体育総務費につきましても、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして町内の自治会や各種団体によります活動自粛のため、事業未執行による減額補正をさせていただいたものでございます。

その下、目3学校給食費、職員手当、賄材料費は、やはり先ほど述べました理由と同じように、4月、5月の学校の休校に伴う減額補正となっているものでござ

ございます。

次に、21ページをお願いいたします。

中段、災害復旧費、目、林道災害復旧費、工事請負費の773万7,000円につきましては、林道施設の災害復旧事業の査定において事業費が減額されたことによります減額補正をさせていただくものでございます。

次に、歳入について申し上げます。

戻りまして、13ページをお願いいたします。

款1町税、目1入湯税におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による、永平寺温泉「禅の里」への入場者数の減少による減額補正をさせていただくものでございます。

次に、款2地方譲与税、目1森林環境譲与税の346万8,000円、その下、款5株式等譲渡所得割交付金700万円、款6法人事業税交付金700万円、款10地方特例交付金600万円におきましては、額が確定し、それぞれ追加交付される額を増額補正をさせていただくものでございます。

その下、款11地方交付税、目1地方交付税、特別地方交付税1億9,300万円につきましては、本年1月の大雪による除雪対策費などについて追加交付があり、額が確定したため増額補正をお願いするものでございます。

14ページをお願いいたします。

款15国庫支出金、目1総務費国庫補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金695万5,000円につきましては、令和2年度新型コロナ対策事業に対する地方創生臨時交付金の第3次分として交付された金額を補正させていただくものでございます。

同じく款15国庫支出金、目、土木費国庫補助金、社会資本整備総合交付金につきましては、雪寒道路路線に対する除雪費用に対し追加配分された補助金2,264万2,000円でございます。また、1月の大雪への対策として実施した除雪事業に対し臨時道路除雪事業費補助金として交付された額6,500万円と合わせた8,764万2,000円が補正として計上させていただくものでございます。

こうした国からの交付金や地方交付税、国庫支出金の交付によりまして、款19繰入金、目1財政調整基金繰入金2億5,896万5,000円を減額補正をさせていただきました。

以上、一般会計補正予算（第20号）の補足説明とさせていただきます。

次に、承認第4号、令和2年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算の専決処分の内容につきまして、ご説明をさせていただきます。

議案書の25ページをお願いいたします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,998万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億7,047万6,000円とお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、26ページから27ページにかけましての第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

それではまず初めに、歳出の主なものについてご説明を申し上げます。

31ページをお願いいたします。

款2保険給付費、目1一般被保険者療養給付費の負担金2,930万9,000円につきましては、当初の見込みと比較しまして給付費負担金が増加したことによります不足が生じたので、増額補正をさせていただくものでございます。

同じく31ページ下段、款3国民健康保険費納付金、目3退職被保険者等医療給付費分の負担金64万3,000円につきましては、平成30年度退職被保険者等に係る国保事業費納付金の額が確定し、精算により追加納付が生じたため、補正をさせていただくものでございます。

次に、歳入について申し上げます。

戻りまして、30ページをお願いいたします。

2段目、款3国庫支出金、目1災害臨時特例補助金403万4,000円につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免分相当について国より交付された補助金で、同額を款1国民健康保険税、目、一般被保険者国民健康保険税の医療給付費分、介護給付費分を減額補正をさせていただくものでございます。

3段目でございます。款4県支出金、目1保険給付費等交付金、普通交付金4,603万円につきましては、保険給付費へ充当するための県支出金として交付されるもので、一般被保険者療養給付費分として2,930万9,000円、一般被保険者高額療養費として1,672万1,000円の補正をさせていただいたものでございます。なお、こうした県支出の交付によりまして、款7繰越金、目1前年度繰越金1,604万9,000円減額補正をさせていただいたものでございます。

以上が国民健康保険事業特別会計の補正予算の補足説明とさせていただきます。

次に、承認第5号、令和2年度後期高齢者医療特別会計補正予算の専決処分の承認について、補足説明をさせていただきます。

議案書の36ページをお願いいたします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,983万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,566万円とお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、37ページから38ページにかけての第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

初めに、歳出についてご説明を申し上げます。

42ページをお願いいたします。

款2後期高齢者医療広域連合納付金、目1後期高齢者医療広域連合納付金1,983万円につきましては、保険料率の改定などによる後期高齢者医療広域連合への納付金の追加納付が生じたことから増額補正をさせていただいたものでございます。

その財源といたしましては、前のページ、41ページにございます後期高齢者医療保険料、目1特別徴収保険料及び普通徴収保険料の1,983万円を充当させていただいた補正予算として計上をしてございます。

以上、後期高齢者医療特別会計補正予算の補足説明とさせていただきます。

次に、承認第6号、令和2年度永平寺町土地開発事業特別会計補正予算の専決処分の承認についての補足説明をさせていただきます。

議案書の46ページをお願いいたします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ894万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,072万2,000円とお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、47ページから48ページにかけての第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

初めに、歳出についてご説明を申し上げます。

52ページをお願いいたします。

款1 土地開発事業費、目3 山王地区宅地造成事業費における役務費、委託料、工事請負費、負担金、補助金等の減額総額894万8,000円につきましては、山王地区の宅地造成事業に伴う経費のうち、造成工事、登記業務委託料等の入札差金が出たこと。なお、2区画分の不動産手数料及び住宅取得補助金等の費用が不要となったことから、予算を減額をさせていただいたものでございます。

次に、歳入についてご説明申し上げます。

戻りまして、51ページをお願いいたします。

款1 財産収入、目1 不動産売払収入の1,103万5,000円の減額につきましては、販売を予定しておりました宅地分譲地3区画のうち2区画につきまして、申込みがなく売払い収入がなかったことから、その額を減額をさせていただいたものでございます。

また、同ページ、款2 繰入金、目1 一般会計繰入金208万7,000円につきましては、予定していた2区画の土地売払い収入が見込めなかったことから造成費用に不足が生じ、このため一般会計から繰入金として計上させていただくものでございます。

以上、承認第3号、令和2年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についてから承認第6号、令和2年度永平寺町土地開発事業特別会計補正予算の専決処分の承認についてまでの補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（奥野正司君） 承認第3号から承認第6号までの4件について、1件ごとに審議を行います。質疑、討論を行い、採決します。

なお、質疑につきましては、会議規則第55条の規定を遵守させていただきますよう、よろしくお願いいたします。

日程第3、承認第3号、令和2年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について、これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

5番、滝波君。

○5番（滝波登喜男君） 令和2年度最終専決の補正予算について質問させていただきます。都合上、全員協議会で説明をしていただきました説明書に従って質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

初めに、説明書7ページ、土地開発事業特別会計繰出金であります。これは山王地区の2区画が売却できなかったということでもあります。年度末の最終専決

ということでありますので、今後のことについても少しお聞かせをいただきたいなと思っております。この2区画の売却できなかった、その原因というのはどのように分析をされてるのか。業者等のご意見等々を集約しているんだらうと思えますので、その原因と、そして今後どのようにしていくのかということでありませぬ。

2つ目ですが、8ページ、住まいる定住応援事業。これ令和2年度の補正でも何度か増額補正をしていただいております。非常に今年度は件数も多くてということでその効果を評価しているところではありますが、年度末専決ですので、最終補助総件数78件、いろいろ内訳も今まで聞いていると思うんですけども、その内訳についてお聞かせをいただきたいなと思えます。

それから、説明書12ページ、13ページに森林環境譲与税。これは減額をしております。3事業の中でトータル467万4,000円の環境譲与税の減額であります。全員協議会でもお聞きはしているんですけども、当初予定していた県産材を使っての事業について、この譲与税の活用ができるという見込みをしていたができなかったということは聞いているわけですけども、これ全額見込めなかったのか、見込み違いということなんでしょうか、それとも何らかの理由があつてこれに該当しなかったのか。また、見込んでいた全額が全て条件に引っかからなかったのかということでありませぬ。

多分、収入のところを見ますと、森林譲与税、今回の補正も含めまして906万8,000円の収入がございます。積立金が814万2,000円ということですから、差し引きまして、令和2年度のこの譲与税を活用した金額は92万6,000円というふうになってはいますが、そのことの内訳と、あと、今後この基金の活用方法というのはどのように考えていらっしゃるのか。令和2年度のこの今回の活用できなかったことも踏まえてどのようにお考えなんでしょうか。

○議長（奥野正司君） 総合政策課長。

○総合政策課長（原 武史君） まず宅地分譲事業のことについてでございますが、宅地分譲事業のことにつきまして、今現在、不動産会社さん等も含めまして個別に、なかなかそこが売れないといひますか、お客様がつかない原因等について今ちょっと聞いているところでございますので、特段、分析等が済んでいるというものではございませぬ。

これまで、宅地建物取引業協会様と全日本不動産協会様のほうに12月と2月の2回に分けて依頼を行ったところでございます。この依頼につきましては、

あくまでもお客様に上志比の案件をご紹介くださいと、仲介してくださいというものでございまして、契約に至ればその仲介手数料を町のほうでお支払いしますというものでございました。その販売そのものを委託したわけではないので、その手数料収入も、成立しても5万円程度のものというところで、なかなか積極的なPRと申しますかそういったものに結びつかなかったのかなということは、ちょっとこちらとしても考えているところでございます。今後、その販売そのものもお願いするような方式に切り替えていくのか等について検討していきたいというふうに考えております。

次に、住まいる定住応援事業ですが、今ちょっと私が手持ちで持っている資料で分かる範囲でお答えさせていただきますと、R2年の実績は78件で、人数にしまして277人でございます。78件のうち、転入が43件、人数で153人、転居が35件、人数で124人でございます。

あと、地域別だけ今把握しておりますので報告させていただきますが、地域別で言いますと、御陵地区が2件、吉野地区が1件、松岡地区が53件、この松岡53件のうち清流地区で31件でございます。永平寺北地区が5件、永平寺中地区が5件、永平寺南地区が5件、上志比地区が7件という地域別の内訳でございました。

以上です。

○議長（奥野正司君） 農林課長。

○農林課長（黒川浩徳君） 今の滝波議員様の森林環境譲与税に対するご質問にお答えいたします。

まず、森林環境譲与税、今年度の補正によって減額した内容の内訳についてでございますけれども、まず上志比支所の新築に係る県産材の活用というのを当初予定しておりましたけれども、これがなくなったのがまず1点。

あと、林道機械導入補助金というものと山際森林整備事業補助金というのを当初に予定しておりました。これにつきまして、林道機械導入補助金と申しますのは、地区での林道の維持管理に対して重機を導入した場合に補助金をお支払いしますという制度でございますが、これにつきましてはある程度の実績、補助金の支出がございます。しかしながら、山際森林整備事業補助金につきましては、要するに山際の整備を地区でやっていただいたことに対して補助をいたしますという補助金を創設してございましたけれども、これにつきましては、当初見込んでいた地区がその整備をすることがなかった、手を下ろされたということで、これにつきましても、そういったところで支出の実績がなくなったというところで減

額となつてございます。

この森林環境譲与税の今後につきましてですけれども、令和6年に譲与税自体がかなり増額して全額交付されることになっておりますが、これの使い道につきましては、まずは森林環境譲与税を活用いたしまして意向調査を行うと。この意向調査につきましてですけれども、内容的には、人工林を持つ全ての所有者を対象とし、今後の維持管理について調査を行います。それによって、町へ管理を委託するか、売却をするか、今後も自分自身で維持管理を続けていくかというところを考えられるわけですが、そういった調査を行って、森林に関する団体がその管理を請け負うか、もしくは町に対して個人では管理をされないと言ったような方については、町のほうを取りまとめて管理を何がしか、どのような形かでやっていくというようなことにもなっていくということで考えておりますけれども、あくまでも今、これにつきましては意向調査をやっていくと、そういう意向調査に係る費用に充当していくことをまずは考えてございます。

それにつきましても、意向調査は全地区、この森林に関して47地区がこういう調査の対象になるかなということを考えております。47地区ありますので一遍にはできない状況なので、この意向調査は15年に1回やりなさいというようなことが法律で定められておりますので、47地区について15年に1回やらなあかんというところで、今のところ、毎年3地区ぐらいずつ意向調査を進めていきたいなというふうなことを考えてございます。今年はモデル地区という形で、まだ詳細にはどの地区とはちょっと申し上げられませんが、そういった形でまずは意向調査を今年度から進めていきたいなと考えてございます。

以上です。

○議長（奥野正司君） 5番、滝波君。

○5番（滝波登喜男君） 山王地区のやつですけれども、今から分析するというところで、またその分析結果も含めて、ぜひ早めに売れるようなことになりまうように、また報告をお願いいたします。

○議長（奥野正司君） ほか。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 1つは、町独自の事業として、説明資料の9ページ、始めました新生児に対する1人5万円の支援ですが、100人ということでした。当初の見込みがね。それに対して25というんですが、当初のその計画のときに大体1年間新生児が100人ぐらいだと見込んでいたんですかというのの確認が1

つ。

2つ目は、今の森林譲与税の問題です。基金を積み立てて使うということですが、一つは、意向調査をしながら、町が森林管理の責任を負ってやるかどうかという問題ですね。これは、いわゆる九州なんかの林相というんか、人工林の管理の仕方とこの辺はちょっと違うんでどうなんかなと思うんですが、心配なのは、町が直接乗り出すということで、以前あったのは県の林業公社と同じような状況にならんのか。最近、ちょっと奥のほうの人工林を出そうと思うと結構金かかったりして、いわゆる生産者に一定金額を、何割かを渡すことになるということになると、ひょっとしたら赤字ということもあり得るんですね。ちょっと国も都合のいい言い方をして、そういうこれまでの経過から行政に対してね、自治体に対して何か押しつけてるみたいでないかな。もう少し考えなならんこともあるんじゃないかと思うのと。

山際の整備の問題で言うと、たしかこれ県の事業か何かでもあるんですよ。それと併せてやることも含めて、ちゃんとやられれば結構負担が少なくて、業者がやっても負担がほぼなくなるんでないかなと思うこともあるんで、そこらはやっぱりどういう事業にどういう内容で使うかということについては、もう少し考えて進めるといいんじゃないかなって私は思っています。だからそのことをね、やっぱり実際どう考えているのか。ちょっと山の問題はいろいろあるので、この森林譲与税、森林整備に使いなさいということですから、そこは十分考えてほしいと思います。

ただ、山際整備というのと、特に谷の奥のほうに向かって言えば、自分の集落を過ぎてしまうと、あとは道路の近くに、例えば私の村ですよ、宮重という村の、湯谷との間に宮重の地面があっても、上のほうについてはあんまり関心がないんやね。下のほうについては関心があるけど。そういうことも含めてどう進めていくか。結構やっぱり山際が荒れて水田の耕作にも影響があるところもあるので、その辺は考えてぜひお願いしたいと思うことが2つ目。

3つ目ですけど、会計年度任用職員のことと学校のことを聞いたんですが、内訳は聞きました。ただ、僕が思ってるのは、基本というのは、このコロナ禍でも自治体の任用職員というのは、もう仕事に行かんわと言う人以外についてはそれなりの給与を保障するというのが制度でなかったかと思ってるんですわ。だから減額が出てくるということで「えっ？」と思って前ちょっとお聞きしたんですが、これは給食も含めてそういうことになってるので、これは当初の国が示した方向

性、趣旨とは違うんでないかなと思ってお聞きしたんで、その辺をもう一度確認したいと思います。

国保もやってしまうんですか？ 一件一件やの。一般会計だけやね、今。はい、お願いします。

○議長（奥野正司君） 住民生活課長。

○住民生活課長（吉川貞夫君） それでは、1点目の新生児給付金についての当初見込みについてお答え申し上げます。

100人の根拠でございますが、令和元年度、平成30年度のゼロ歳児の人数が110名前後というのを基にしまして、この新生児給付金、4月28日以降に生まれた子どもを対象にしています。令和2年4月1日から4月27日までの出生児が8人おりました。そういうことを鑑みて、4月28日以降の子どもを100人出生というふうな見込みで当初計上をさせていただいたというものでございます。

以上です。

○議長（奥野正司君） 農林課長。

○農林課長（黒川浩徳君） 今の金元議員さんのご質問でございますけれども、あくまでも意向調査につきましてはこれからさせていただくことございまして、まだ、その意向調査の結果によってはどういう意向があるかということも、それによって把握されると思います。なので、まだそういう全体の皆様の意向を確認した上で、どういったことで事業を進めていくかということは今後検討していかんかんとは考えております。

あと、山際整備につきましてですけれども、議員さん仰せのとおりで、地区をまたぐところの山際整備をしたらいいなと思うところが何か所かございます。これにつきましても、やっぱり地区が協力して連携してやっていただいて初めて効果があるのかな。といいますのも、山際の森林の整備といったところが目的ではございますけれども、それに付随しまして有害鳥獣の、今、山際なんか鬱蒼をしますと、そこに猿、熊、イノシシが潜むというようなこともありまして、そういった目的からも山際の森林整備というのは重要なかな、やらなかなことなかなかなということを従来農林課のほうでも、町としてもいろいろ考えておるところでございます。そういった意味でも、1地区での取組も当然大事だとは思いますが、何地区かの取組で初めて効果を上げるのかなということも考えておりますので、またそういったことも含めまして、この事業のPRというか、を今

後もっと積極的にというか、していく必要があるなということを考えてございます。

以上でございます。

○議長（奥野正司君） 学校教育課長。

○学校教育課長（多田和憲君） 会計年度の休業についてお答えいたします。

まず、休業に伴いまして収入を何とか確保してあげないといけないということで児童クラブの応援を、会計年度さんには出ていただけるなら出てくださいということを募りました。当然、家庭の事情であったりですとか応援できないという方もいらっしゃいましたので、その方々につきましては、労働基準法に定めます休業手当、これを12月の補正で議決いただきましてお支払いしたところでございます。休業手当も満額というわけではなく、その計算では平均賃金の6割というようなことが規定されておりますので、それに基づきまして適正に支払いをしているというところでございます。

○議長（奥野正司君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 子どもの数の問題で言うと、当初の見込みよりか、125人ですから少し多めに出生があるということで捉えて、喜ばしいことやと捉えていいんですか。それが一つ。

もう一つは、森林譲与税の問題で言うと、同時にこれ法律が決められたんですね、国の。それによって最近、里山だけでなしにいろんな山が荒れていって相続放棄なんかも多いと。山に関心がなくなってその境界すらも不明な状況があることから、管理をどうするかということで意向調査をして、意向によっては行政がその管理に乗り出す。それは業者に委託するのか森林組合に委託するのか町で直接やるんかというのはまたいろんな方法があるんですが、県では公社つくっていろいろ人工造林事業をやったんですが、これは失敗した。そんな中でのことから、十分いろいろな状況を捉まえてやっていく、少しでも、やっぱり自分たちの山は自分たちで守ろうと、有害鳥獣駆除の問題でも同じですけれども、そういうところではぜひいろんな、ちょっと町独自にいろいろ考えると面白い事業ができることもあるのかなということで私は思っていますので、ぜひお願いしたいと思います。

会計年度任用職員の問題について言うと、そういうのは実際、休業補償されているけれども現実的にはかなり安いという中でこういう差額も出てくるとどうなるのかなというのは、思いとしてはあるということだけ言っておきます。

○議長（奥野正司君） 住民生活課長。

○住民生活課長（吉川貞夫君） ゼロ歳児の子どもが増えたということは、非常に喜ばしいことだと思います。

実績ですが、今現在、3月31までの実績としては115名の子どもに対して支給をしている。この町独自の施策としては、当然永平寺で出生した子どもプラス転入した世帯に、ゼロ歳児、4月28日以降に出生した子どもがいる場合にも対処しているということで、たしか実績としては8人の子どもが転入で増えているという、これも含まれていますので、町としては子どもの数が増えたという、増えたこともない、多くなったということは喜ばしいことだというふうに考えております。

○議長（奥野正司君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 山林の意向調査につきましては今から進めていきますが、町が受けるようになった場合、先ほど言うた森林組合が果たしてどこまで受けてくれるか、この環境譲与税によって森林組合、今いろいろなところでご活躍をいただいておりますので、そういったのもしっかりと詰めていかなければ、現状を把握して、また町の体制もしっかり、本当にどういうふうに行けるかどうかというのも、この意向調査の中でしっかりと見極めていかなければいけないなというふうに思います。

それと、山際の整備につきましては、やはり災害時、電線を切ってしまうとか、今回崖崩れもありましたが、まああれは崖崩れですが、木を、山際を整備したり、また鳥獣害の緩衝帯となるような、そういったことで進めていまして、今30万円で100%補助というふうにしてますが、やはりこれ地権者さんの同意がなければ木を切らせていただけない、地権者さんから発注をしていただくという形になりますので、区の皆さんは、あそこはやっぱりちょっときれいにしたいなとかそういった思いはありますので、引き続き、区の皆さん、また森林組合を通してそういったところをちょっと伐採をできないかとか、そういったふうになんか進めて行けたらなと思います。また、先ほど県の事業のお話も聞かせていただいて、その整合性というか、それもしっかり研究させていただいて進めていきたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（奥野正司君） ほかにありませんか。

10番、川崎君。

○10番（川崎直文君） 予算説明書の7ページの左、福井市と、それから嶺北の6

市4町で取り組んでいるGIS航空写真地図データ整備の事業で、町の負担金の減額が、126万という金額が計上されています。これ、もともとのデータ整備の事業の総額と、それから計画のその町の負担金の金額、具体的に確認したいと思います。

2つ目ですけれども、9ページ右側、これ広域圏の負担費、特にこれ、清掃センターに持ち込まれるごみと廃棄物の処理費用ということと、それから余熱館の管理費というのが出ていますけれども、これの内訳、多分その廃棄物、ごみの搬入量が減ったのか、またその施設管理費で減額があったのかということと、余熱館については多分入場者数は減ったのか、また休館という状況に陥ったのか、そのところの状況を確認したいと思います。

20ページと21ページに小学校、中学校のタブレット保管用電源キャビネット、これの減額が出ていますけれども、対象となるキャビネットの数、数量が減ったのか、単価が減額になったのか、はたまたそのキャビネット自体のスペック変更で単価が変更になったのか、この内容について確認したいと思います。

以上、3つお願いします。

○議長（奥野正司君） 学校教育課長。

○学校教育課長（多田和憲君） 先にキャビネットのほうをお答えいたします。

これは単価が変わったとか数量が変わったとかというのはなく、ただ単純に入札差金で減額となったものでございます。

○議長（奥野正司君） 住民生活課長。

○住民生活課長（吉川貞夫君） 広域圏負担金の衛生関係の減額でございますが、これ全て広域圏のほうから事業費が確定したことによる精算のものでございまして、余熱館については新型コロナの休館に伴う減額のものとは私のほうは理解をしております。

あと、ごみの搬入についての関係でございますが、4月、5月、年当初のときは新型コロナの影響がありまして、広域圏の一般ごみの搬入については関係市町の量は減っております。6月以降に通常に戻っているということで、その関連で処理費用が減額になったことによる減というふうに見込んでおります。

以上でございます。

○議長（奥野正司君） 総合政策課長。

○総合政策課長（原 武史君） 連携中枢ビジョンに関する事業につきましては、昨年度もそのようにさせていただきましたが、ビジョンの中にある事業全てにつき

まして、また取組の成果がどうであったか、計画も含めまして5月の全員協議会においてご報告させてもらうということで、今現在、内部のほうで各課に成果等の確認を行っております。金額等のことも含めまして5月の全協で説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（奥野正司君） 住民生活課長。

○住民生活課長（吉川貞夫君） すみません、先ほどの答弁について訂正します。

ごみの量については、新型コロナでステイホームがあった関係上、その期間中はごみが増えております。家庭のごみが増えているということで持込みは増えています。これについては入札差金とか、あと、たしか指定管理の業者との関係の確定の中で予算額が持ってあったのを精算により確定したというふうに減額になったというふうになっておりますので訂正、ごみに関しては、すみません、私、減ったと言いましたが、逆でした。申し訳ございませんでした。

○議長（奥野正司君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論なしと認めます。

採決します。

日程第3、承認第3号、令和2年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についての件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり承認することに決しました。

暫時休憩 休憩を取りたいと思いますが、よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） では、11時15分まで休憩しようと思います。

（午前11時05分 休憩）

（午前11時15分 再開）

○議長（奥野正司君） 休憩前に引き続き再開します。

次に、日程第4、承認第4号、令和2年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算の専決処分の承認について、これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 日程第4、承認第4号、令和2年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算の専決処分の承認についての件を採決します。

原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第5、承認第5号、令和2年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算の専決処分の承認について、これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

4番、金元議員。

○4番(金元直栄君) 特別会計については質問ないと思ったんですが、ちょっとあります。

これ特別徴収と普通徴収、特別徴収は年金から天引きですね。普通徴収は本当に収入の少ない人たちからですけど、ここに来てこういう増額というのはどういところで発生するんでしょう。

○議長(奥野正司君) 住民生活課長。

○住民生活課長(吉川貞夫君) 増額の理由としましては、まず1点目が保険料改定によるいわゆる均等割額の改定によるものと、あともう1点、保険者、加入者ですね。加入者が当初見込みよりも増になったということで、特別徴収分、普通徴収分それぞれがそれに該当するという事で増額となりました。

ただ、時期についてはちょっと私どものほうのことで遅くなったということは申し上げたいと思っておりますが、増の原因としては、あくまでも当初見込みの人数から増えたということでご理解をいただきたいと思えます。

○議長(奥野正司君) 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） すみません。この均等割の増額っていうのはどこかで報告いただいたことありましたっけ。

○議長（奥野正司君） 住民生活課長。

○住民生活課長（吉川貞夫君） 過去にあると思いますが、今回、令和2年度改定では均等割が4万5,000円から4万7,800円に変わっているということは以前にも報告していると思います。

○議長（奥野正司君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論なしと認めます。

採決します。

日程第5、承認第5号、令和2年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算の専決処分の承認についての件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第6、承認第6号、令和2年度永平寺町土地開発事業特別会計補正予算の専決処分の承認について、これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論なしと認めます。

採決します。

日程第6、承認第6号、令和2年度永平寺町土地開発事業特別会計補正予算の専決処分の承認についての件を原案のとおり承認することにご異議ありません

か。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり承認することに決しました。

～日程第7 承認第7号 令和3年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について～

○議長(奥野正司君) 次に、日程第7、承認第7号、令和3年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長(河合永充君) ただいま上程をいただきました承認第7号、令和3年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について、提案理由のご説明を申し上げます。

病気休暇の取得による中学校用務員1名の不足、また、学校給食調理員においては、予定していた3名の会計年度任用職員の採用ができなかったことから、人材派遣に委託するため、総額254万9,000円を増額したものでございます。

なお、この補正予算は、令和3年4月1日に専決させていただいたものでございます。

以上、承認第7号、令和3年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についての提案理由のご説明とさせていただきます。

詳細な事項につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(奥野正司君) 補足説明を求めます。

財政課長。

○財政課長(森近秀之君) それでは、承認第7号、令和3年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認につきまして、補足説明をさせていただきます。

承認第7号、令和3年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認につきましては、令和3年4月1日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告並びに承認をお願いするものであります。

議案書の56ページをお願いいたします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ254万9,000

円を追加いたしましたして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ84億6,303万2,000円とお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、57ページから58ページにかけての第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

まず、歳出についてご説明を申し上げます。

62ページ目をお願いいたします。

上段の款10教育費、目1学校管理費、委託料35万7,000円につきましては、中学校の用務員1名が病気休暇の取得により人員が不足することから、シルバー人材センターの人材をお願いするため、増額補正をさせていただいたものでございます。期間といたしましては、最大2か月として予算を計上させていただいたものでございます。

中段の款10教育費、目3学校給食費の学校給食調理員派遣業務委託料219万2,000円につきましては、予定しておりました3名の会計年度任用職員の採用ができなかったことから、人材派遣に委託するため、夏休み期間までの日数に応じて増額補正をさせていただいたものでございます。

なお、この事業の実施のための歳入予算につきましては、61ページに記載のとおり、款20目1繰越金の前年度繰越金254万9,000円を計上させていただいたものでございます。

以上、承認第7号、令和3年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認につきまして、補足説明とさせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（奥野正司君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） この学校給食の派遣会社からの派遣をお願いするということですが、一つは、松中、松小で2人不足、採用し切れなかったということですが、この内容でいうと時給どれくらいで計算されているのかというのが一つ。

それともう一つは、これ派遣会社へ依頼すると、その人は非常に優秀で、学校の調理に愛着を持っていろいろ仕事をしてもらっても、その人を町で会計年度任用職員にすることはできんのやね、たしか。そういう契約の内容で。ただ、そう

いう意味で言うと、持続性の問題で言うと、僕はやっぱりそういうことではなしに、本当に採用する、探す側はご苦労があるとは思いますが、条件なんかをもう少し整備して、直接やっぱり雇用できるような条件をしていくことも必要なんではないかなって思うんですが、その辺は？

○議長（奥野正司君） 学校教育課長。

○学校教育課長（多田和憲君） 派遣の単価ですけれども、説明書にございますとおり、1,450円の1.1、消費税を掛けた1,595円になります。そのうち本人さんにどれくらい渡ってるかというのは、ちょっと当方では分かりかねるところでございます。

それと、会計年度で雇用できるのが一番いいというふうに私も当然思っております。いろいろ他市町の時給の状況も見ましたけれども、やはり、これは勤続年数重ねるごとに上がっていくというやり方をうちの町はしておりますけれども、最大額で言いますと近隣市町のどこよりも高いということになっておりまして、基本的に時給が低いというふうには私考えておりません。ただ、1年目の賃金はうちより高いところもございますので、ちょっとその辺含めて検討も、こういう状態続いておりますので必要かなというふうには考えております。

○議長（奥野正司君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 私が心配するのは、本来、仕事というのは生活の糧ではありませんけれども、仕事に生きがいを持てるというのが一番いいことや私は思っています。調理員っていうのは、そういう意味では、特に自校方式でやってるところでは子どもたちとの関係でも、今はちょっと大変ですけれども、非常に僕は有意義なものがあると思うんですね。そこを考えると、やっぱり派遣に頼るというのは、状況として仕方がない面もあるのかもしれないですけど、派遣に頼るといことはなかなかその辺が難しいですね。期間が終われば終わりですし、向こうの都合によっていつでも人を差し替えることも可能ですし。ただ、それをやっぱり、その職場で定着していってもらおうようにしよう、要するに経験豊富な調理員としてやってもらえるようにしようと思うとなかなか難しい問題もあるということを考えて、本当にね、何か条件整備もいろいろ考えて直接雇用できるような条件づくりこそ大事なんではないかなということだけは言っておきます。

○議長（奥野正司君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 今、人手不足がこういったところにも出てきているのかなというふうに思います。

町では今、自校方式をやっぱり続けていくためには、会計年度職員さんも教育委員会の職員総出でいろんな方に当たっていてもなかなかいない。しっかりと維持するためにこういった派遣会社から願います、こういったことはこれからも、やはり今の世の中の流れといいますか、この流れの中では、ここも一つの大きな選択肢になってくるなというふうに思っております。

こういったことを改善するために、これは毎回申し上げますが、給食の在り方、どういうふうな調理の仕方、こういったこともいろいろ考えながら進めていかなければいけないなと思っておりますが、今は自校方式を維持するためにということでこういったことをさせていただいておりますので、ご理解のほどよろしく願います。

暫時休憩します。

(午前11時30分 休憩)

(午前11時31分 再開)

○議長（奥野正司君） 休憩前に引き続き再開します。

長岡さん、どうぞ。

○9番（長岡千恵子君） 今ほどの松岡中学校と、それから松岡小学校の給食調理員、派遣会社に依頼したということなんですけれども、この調理員さんなんですけれども、調理師免許の資格と、それから調理に関する経験がおりになるのか、教えていただけたらと思います。もし経験がなくて調理師免許もないということになりますと、調理員さんとしては補助的な立場になるのではないかというふうに思います。となってくると、これ見ますと松岡中学校で2名の調理員さんが派遣会社への依頼ということになるということになりますと、給食の質というのちょっと考えざるを得ないのではないかというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（奥野正司君） 学校教育課長。

○学校教育課長（多田和憲君） まず配置の考え方ですけれども、基本、各施設、学校じゃないところもあります。施設に正職最低1名、プラス松岡小学校、松岡中学校、それと給食センター、ここには2名、応援として正職を3施設については2名配置しており、質につきましては最大限の注意を払っております。会計年度さんにつきましても、資格がない方も経験ない方も募集しておりますし、そして働いていかれる中で経験も知識も蓄えていただいていると。

今、松岡中学校1名ずっと派遣で来ていただいている方おられます。最初、もう全く経験もなく知識もない方でしたけれども、今では十分な戦力として働いていただいているという実績もございます。会計年度につきましても同じです。

今、派遣3名分計上させていただきましたが、実際派遣も入っておられるのはその松中の1名だけで、あと2名はまだ派遣会社も探している途中でございます。免許を持っておられればそれにこしたことはないですけれども、資格を求めているということではございません。

○議長（奥野正司君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論なしと認めます。

採決します。

日程第7、承認第7号、令和3年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についての件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり承認することに決しました。

～日程第8 承認第8号 永平寺町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第8、承認第8号、永平寺町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程をいただきました承認第8号、永平寺町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、提案理由のご説明を申し上げます。

令和3年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律等が公布され、固定資産税の土地について、新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や生活環境が大きく変化したことを踏まえ、評価額が高くなり課税標準額が増加する土地に

ついて令和3年度に限り令和2年度と同額に据え置く特別な措置を講ずること、軽自動車税環境性能割の対象車両を絞った上で軽減の期間を延長されたこと等、原則として同年4月1日から施行されるため、所要の改正を3月31日に専決処分いたしましたので、地方自治法の規定により議会の承認をお願いするものでございます。

以上、提案理由のご説明とさせていただきます。

詳細な事項につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（奥野正司君） 補足説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（石田常久君） 承認第8号、税条例の一部を改正する条例の専決処分について、補足説明をさせていただきます。

議案書の67ページ下段のほうをよろしくお願いいたします。

固定資産税につきましては、附則第11条の2及び附則第13条におきまして、宅地等、また農地の負担調整措置につきまして、令和3年度から令和5年度までの間、改正前の負担調整措置の仕組みを継続するための改正を行っております。その上で、附則第12条におきまして、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、令和3年度に限り、評価替え及び負担調整措置等によりまして土地の課税標準額が増加する場合、令和2年度と同額に据え置く特別な措置を講ずることと改めさせていただきました。

68ページをお願いします。

次に、軽自動車税につきましてでございますが、環境性能割の税率区分及び種別割のグリーン化特例軽減課税の見直しを行っております。

環境性能割につきましては、附則第15条の2におきまして、軽減対象者を改正前と同水準としつつも、新たに設けられました2030年度燃費基準の下で税率区分を見直しております。クリーンディーゼル車につきましては、構造要件による非課税の対象者から除外となっております。令和4年度まで2年間の激変緩和措置として講じられております。

また、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして新車への乗換えや新規購入が落ち込んでいることを考慮しまして、環境性能割の税率を1%分軽減する臨時的軽減につきまして、適用期限を9か月延長としまして、令和3年12月31日まで取得した車両を対象としております。

また、種別割につきましては、グリーン化特例としまして、附則第16条におきまして対象となる軽自動車を取得した場合に限りまして、翌年度に限り軽減課税を行うとするものでございます。令和4年度まで2年間の延長をさせていただくというものでございます。

これらの改正につきましては、4月1日からでございます。その他、地方税法等の改正に伴う所要の改正を併せて行わせていただいております。

以上、補足説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（奥野正司君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 今回の負担調整といいますか、については理解できるんですが、上がったところだけでなしに現状のところも安く、何でしてくれんのやろうというのは率直に思うところです。

あと、今回、いわゆる未曾有の今のこのコロナ災害の中で、災害時への対応として示された固定資産税関係の負担調整だと思うんですけど、でも現実的にはそこだけではないんですね。事業者については一部固定資産税の減免が国では認めることになりましたけど、あと、個々人のいわゆる災害に対しての対応というのは町長ができることになってるんですね。そういうなのは、国のそういう見直しのときには、やっぱりそういうことも考えろという意味ではないかなって私は思うんですけど、その辺はいかがでしょう。

○議長（奥野正司君） 税務課長。

○税務課長（石田常久君） まず負担調整で評価が上がったところ等についてはご理解いただけるがということでしたが、町内におきましては、ほとんどの多くの土地が評価額として下がっております。その関係で、多くの土地につきましては、宅地の場合ですけれども、税額が下がっている土地が多くございます。高くなっている土地というのはごく町内の一部の土地でございますので、多くの土地は税額が2年度に比べると少し下がっているところが多いという状況でございます。

あと、コロナという災害減免の適用ということでございますが、これは昨年から申し上げておりますとおり、確かにコロナは災害に位置づけられておりますが、固定資産という実態の災害を被った、例えば地震とか火災で亡くなったとかそういうものではございませんので、以前から説明をさせていただいておりますとおり、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（奥野正司君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 固定資産に対する災害、損失が生まれてるわけでないと言うわけですけれども、働く人たちにとってみると、コロナ関係で辞めた人は今10万人を超えたという話があります。でも、国の雇用のその減少を見ると100万人単位で今減ってるんですね。百何十万人か減ってますよね。つまり、そういう人たちはここでもちょっと、今回の専決、昨年度の補正予算ですか、専決についてはいわゆる支給できなかった人の減額分が出てきたりしていますけど、現実的には、我々働いて納めるその人たちが、ちょっと言い方は悪いですが、手傷を負ってるわけですね、災害によって。そんなときにやっぱり考えるのは税改定。国はこういうことで国の軽減としてできるところはすると、しかしそれ以外については自治体で考えろっていうことではないんですかね。本当に大変な状況だと私は思ってるんですけど。

○議長（奥野正司君） 税務課長。

○税務課長（石田常久君） 私どもとしましては、債権管理室もございますが、税金自体の減免というのはなかなかそういうことで難しいところがございますが、納付期限とか納付の手段につきましては、徴収の猶予を適用させていただいたり、また分納ということで納税を、その場では納税駄目ですけども近い将来とかにまた分割して納めていただくというふうなことでご理解をいただきたいように努めてまいります。

○議長（奥野正司君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 納税をいただいて、そしてそのいただいた税金でいろいろな生活支援であったり経済支援、こういったことを今させていただいております。いろいろ生活支援、経済支援をさせていただいております、今回いろいろ町の実態を調査させていただいております、より弱い部分、また強い部分、こういったところをしっかりと見極めまして、生活支援、また経済支援をしていきたいなと思います。

今、雇用のお話も少しありましたが、福井県におきましては求人がまだ日本で一番高い状況が続いております。ただ、今回、町内の経済の動向を見させていただきますと、やはり事業承継をどうするか、今回このコロナの中で個人事業主さん、50%を超える企業さんが、個人商店の方が次へつなげていくことができない、そういったいろいろな課題もあるようです。そういったところを、弱いところを集中して支援またはサポートできるような体制を整えていきたいなと思って

おります。

○議長（奥野正司君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） やっぱりこういうときですから、僕は本当に、行政としてはそういうことも考えられるときではないかなって思っています。

一部その負担調整の問題等ではいろいろありますが、本町の場合はほぼ下がっているんであんまり関係ないということになるんかと思えますけれども、その他のことを考えると、今、減免の判断をできるのは条例では町長ってなってるんですね。そこはやっぱり十分考えてほしいと思いますし、そうっていないのが、私はなかなか大変な状況だと思うんです。地方税法の改定に基づく内容とはいえ、そういうことも含めて今回示されていないということを考えると、討論はしませんけれども、自席にて棄権をさせていただきます。

○議長（奥野正司君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論なしと認めます。

採決します。

日程第8、承認第8号、永平寺町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり承認することに決しました。

～日程第9 承認第9号 永平寺町債権管理条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認について～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第9、承認第9号、永平寺町債権管理条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程をいただきました承認第9号、永平寺町債権管理条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認について、提案理由のご説明を

申し上げます。

令和2年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律が公布され、延滞金の基準割合を示す字句が改められたため、関係する条例を一括して改正し、3月31日に専決処分いたしましたので、地方自治法の規定により議会の承認をお願いするものでございます。

以上、提案理由のご説明とさせていただきます。

詳細な事項につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（奥野正司君） 補足説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（石田常久君） 承認第9号、債権管理条例等の一部を改正する条例の専決処分について、補足説明をさせていただきます。

議案書の72ページをお願いします。

債権管理条例ほか7本の条例につきまして規定しております延滞金の割合について、一括して改正をさせていただいたものでございます。

改正前の規定では、延滞金及び還付加算金の特例基準割合が同様でありました。改正後につきましては、市場金利等を考慮するとともに、延滞金と還付加算金の特例基準割合を区分することになりましたため、「特例基準割合」という字句を「延滞金特例基準割合」に改める字句の改正を行わせていただいたものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（奥野正司君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） この改定でどう変わるんかというのがちょっと見えないんですね。今、延滞金と還付加算金を区別するということを説明されたと思うんですが、延滞金はここに書いてある利率以内で徴収すると、ただし還付加算金についてはどういう金額にして支給することになるんです？ 区別するって言うんですけど、そこがちょっと見えないんで。

○議長（奥野正司君） 税務課長。

○税務課長（石田常久君） 延滞金につきましては、納期限から1か月を経過した場合の本則が14.6%で、この特例基準割合を使った場合の率につきましては8.

8%になります。同様に、納期限から1か月以内につきましては、本則では7.3%でございますが、特例によりまして2.5%に軽減をされております。ということで、延滞金の特例基準割合といいますのは、現行、令和3年分の場合になりますが、1.5%になります。逆に還付加算金の場合はその1.5%が1%に変わります。還付加算金としましては1%をつけて構成後の税額にそれをつけてお返しするというような形になります。

以上です。

○議長（奥野正司君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） それ実質で1.5%が分離することによって1%に減るとい
うことになるんですか、還付加算金について言うと。

それともう一つ聞きますけど、町が過誤請求というんですか、違って請求して
いたとか、それが町の錯誤によって違っていたという状況が出てきた場合は、ど
ういう金額をつけてお返しすることになるんですか。

○議長（奥野正司君） 税務課長。

○税務課長（石田常久君） 今ほど申し上げましたように、延滞金の割合につきまし
ては、市場金利から思えば非常に高く設定をされておりますが、これは未納とな
っている税額についてはできるだけ早く納税をしていただく、納税を促すための
率の設定がされております。

還付加算金につきましては、今議員おっしゃったように、過誤が発生した場合、
町側の場合と、それから納税者側の、住民税なんかで言いますと確定申告によっ
て発生する場合とございますが、還付加算金はどちらも過誤ということで率が市
場金利よりは高いですけれども、延滞金よりは低く設定されているというもので
ございます。

○議長（奥野正司君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論なしと認めます。

採決します。

日程第9、承認第9号、永平寺町債権管理条例等の一部を改正する条例の専決

処分の承認についての件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり承認することに決しました。

～日程第10 議案第42号 松岡東幼稚園リフレッシュ改修工事(建築)の請負契約締結について～

○議長(奥野正司君) 次に、日程第10、議案第42号、松岡東幼稚園リフレッシュ改修工事(建築)の請負契約締結についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長(河合永充君) ただいま上程をいただきました議案第42号、松岡東幼稚園リフレッシュ改修工事の請負契約の締結について、提案理由のご説明を申し上げます。

松岡東幼稚園において、ゼロ歳児保育室の増設や調理室、トイレの改修等のリフレッシュ改修工事に係る入札が4月7日に執行され、契約相手方と工事請負契約を締結するに当たり、建築に係る契約金額が5,000万円以上となりますので、地方自治法第96条第1項第5号及び永平寺町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上、提案理由のご説明とさせていただきます。

詳細な事項につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(奥野正司君) 補足説明を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長(島田通正君) それでは、議案第42号、松岡東幼稚園リフレッシュ改修工事(建築)の請負契約の締結について、補足説明を申し上げます。

契約金額、契約相手方などについて申し上げます。

工事名、松岡東幼稚園リフレッシュ改修工事(建築)。契約方法、条件付一般競争入札。契約金額、9,486万4,880円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額は862万4,080円。契約相手方、福井県福井市問屋町4丁目620番地、永和住宅株式会社、代表取締役、天谷大門。

工期ですが、令和4年3月18日までです。

以上、補足説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（奥野正司君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

5番、滝波君。

○5番（滝波登喜男君） 何点か質問させていただきたいと思います。

去る3月23日に全員協議会でご説明をいただきました。工期等について説明をいただいたんですけども、初めに、今回、工期非常に長う取っております。それは子どもさんを預かりながらということなんですけど、一つは、お聞きしてるのは土日を中心に工事ということですが、この基本的にというところが、園児を預かっている期間については全く工事をしないという意味なのか、それとも例外はありますよということなのか、お聞きしたいのと。

それと、この工期期間中に当然擁壁、これは当初予算にも詳細設計の委託料が出てきましたが、そのときの説明によりますと、設計が6か月ほどかかるとか言ってたんかね、そしてその後工事に入るということでありましたが、そうしますと普通、まあ私も知らないのですが建築1級を持ってらっしゃる方にお聞きするんですけど、当然崖というか擁壁の上に建てる建物については、初めに擁壁をきちっとやってから上を建てるというのが普通、常識だということでもあります。ただ、詳細なことはなかなか伝え切れなかったのですが、特殊な事情があるんじゃないかというふうに言われておりました。そうしますと、今回、このように長い工期と、そしてその途中からというか6か月過ぎてからということですから、かなり建物が建った中での擁壁工事をするという、その特殊な事情というところはどのようなふうにお考えなんでしょうか。

3つ目に、リフレッシュ工事の概要をこの全協でお聞きしました。1つはゼロ歳児保育室の空調、2つ目にトイレ整備、3つ目に調理室のリフレッシュ、4つ目に内装リフレッシュ、5つ目に外構、6つ目に保健室、一時保育室の増築、7つ目に駐車場舗装ということでもあります。そのリフレッシュ工事をするのに建築、機械、電気というふうにそれぞれ工事請負をしてもらうんですが、今回出てきているのは建築の部分なんだろうと思いますが、機械、電気それぞれ幾らで、合わせて総額幾らになるのかを教えてくださいなと。

○議長（奥野正司君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（島田通正君） 工事につきましては、基本、土日を中心に行いま

す。ただし、工事によっては園児に影響がないような場合は平日も行う予定で考えております。今週の月曜日に業者並びに園長を含めまして初顔合わせ及び打合せをやっておりまして、その都度、1週間に1回打合せ等をやりまして、園児になるべく影響のないような形で工事は進めていきたいと考えております。

擁壁につきましては、先日の全協でもお話ししましたが、4月26日に擁壁の調査の業者を決める入札があります。そこから業者が決まりましたら擁壁の調査に入るわけなんですけど、6か月から5か月かかるということで、12月補正で工事のほうを補正で上げたいと考えております。ただし、擁壁等工事について大丈夫なんかというご意見なんですけど、実際、擁壁につきましては、調査を行った時点で目視も問題ないという報告もさせております。そして地質も問題ないという形で報告をさせておりまして、ただ、大地震に対しては少し弱いということで、今回、大地震に対しての補強と、ハザードマップにございました河岸浸食に対応する擁壁の補強工事でございます。また、擁壁と校舎ですか園舎の工事につきましてはさほどの影響なく、12月以降でしたらほぼ園舎のほうの工事は終わっておりまして、擁壁の工事につきましては問題ないと考えております。

その他の工事につきましては……。すみません、ちょっと待ってください。

まず、リフレッシュ工事の電気でございますが、請負金額が1,264万7,800円でございます。請負率が96.298%。機械のほうですが、請負金額が2,431万円、請負率が91.246%。建築、電気、機械合わせまして1億3,182万2,680円となっております。

以上です。

○4番（金元直栄君） 駐車場は？

○子育て支援課長（島田通正君） 駐車場につきましては5月の連休明けに入札となっておりますので、今のところの請負金額のほうはちょっと分かりません。すみません。

○議長（奥野正司君） ほかに。

5番、滝波君。

○5番（滝波登喜男君） 今ほどお聞きしましたが、擁壁工事は目視で見てということなんですが、これ調査して詳細設計に入った場合に上物があるというところかなり支障が生じるという可能性はないのでしょうか。普通はあるんじゃないかなと思うんですけども。

○議長（奥野正司君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（島田通正君） 詳細設計につきましては、当然擁壁の上に建物が建っているわけですから、その点を踏まえまして、しっかりどのような工法を行うかという形で調査をかけていきます。

○議長（奥野正司君） 5番、滝波君。

○5番（滝波登喜男君） 今回増築する部分は49.31平米、ちょうど東のほうですよね。一番東。たしかあそこが一番石垣のところなんではないのかなって、私の目視した時点ではそう感じたわけですけども、そうしますと、そこに新たに上物を建ててから擁壁工事をするというよりも、上物を建てる前に擁壁をしっかりやっておくべきではないかなと思っております。これは建築の方にも聞きますと通常はそうですよというようなことを聞いてますのでそう感じる次第であります、どうなんでしょうかということであります。

あと、総額、駐車場も含めると1億5,000万というかなりのお金をかけてこの東幼稚園を残すということですが、これはそこまでかけてというよりも、もっと方法があるんでないかなと。これは今までの議会でも質問していたとおりであります、そんな感じをいたしております。

○議長（奥野正司君） 河合町長。

○町長（河合永充君） この予算につきましては、3月当初、3月議会からお認めをいただいております。その中で適正にしっかり執行させていただきたいと思いません。

そして、これもご説明してありますが、擁壁につきましては、あそこはパイプラインが後ろにありますのでちょっと特殊な工法になります。今、詳細設計をするという話なんです、どちらかという後ろのほうにくいを打ち込んでいくような工法、ちょっと特殊な工法になるということも聞いておりますので、そういった点では従来の工法とは違ったやり方になります。詳細については子育て支援課長が申し上げます。

○議長（奥野正司君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（島田通正君） 石積みのほうの擁壁でございますが、まずしっかりと下にくいを打ちます。そこで擁壁、調査をかけてるわけですから、設計会社ももちろん石積みのほうは確認しております。そこでまずゼロ歳児保育を建てる前に下にくいをしっかり打ってから建物を建てる計画でございます。そして、今町長もお話ありましたように、横に国営のパイプラインが走っております。工法につきましてはもう限られた工法で、パイル工法といいまして、くいをその既

存の擁壁のほうに打っていくような形で検討を考えております。

以上です。

○議長（奥野正司君） ほかにありませんか。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 3月に認められた1億5,000万のほかにパイル工法で今度は擁壁を造るということですが、僕は、ちょっと滝波議員も質問していましたが、やっぱり擁壁をきちっと固めるのが先ではないか。というのは、園舎と擁壁の間に重機の入る場所がないんですね。一番経年劣化で擁壁が弱くなるのは石垣の目地がなくなっているのが現実にありますし、その擁壁と基礎との隙間の問題なんですね。それは小学校の、いわゆる松岡幼稚園の横の擁壁なんかもそういうことが、いわゆる擁壁と基礎との間に隙間ができてくるというのが雨水なんかの入り込みでそういうことが生ずるということは分かっているわけですけど、そういうことを考えると、どうもやっぱり本来は、進めるときは普通は基礎から先、基礎を支える擁壁は当然その先ということではないかと私は思っています。

そういう課題もある、それに対しては幾らまたお金がかかるか分からないという状況ですから、僕はやっぱり基本的にはより安全なところにきちっと移転すべきではないかなというのは思いますけど、進めるやり方についてももう少し丁寧に進めていいんじゃないかなって私は思っているんですけど。

○議長（奥野正司君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（島田通正君） 今考えてますパイル工法ですけど、そういった大きな重機は使わないで手で運ぶような形で、まず機械を設置して、そのくいを井戸を掘るような形でくいを打つような形で、決して大型重機を使うような工法は考えておりません。

○議長（奥野正司君） 河合町長。

○町長（河合永充君） パイプラインがありますので、大型重機を入れることはできません。

それと今回、先ほどありましたように、調査した結果、下に空洞とか擁壁が崩れかけてるとか、そういったことは目視、またいろいろなプロの方に見ていただいて問題はないですが、やはりちょっと昔の石積み等がありますので、これについては大規模地震の際には保障はできないといいますか崩れる可能性があるということで、今回そういった点で、これも議会からの指摘をいただきましたので、しっかりと対応させていただきます。また、基礎につきましては詳細設計、プロ

の設計のほうにお願いいたしますので、皆様のご心配の点もしっかりと対応できるかなというふうに思っております。

それともう一つは、やはり運営をしながら子どもたちに負担をかけずにリフレッシュをしていくという中で、こういった計画になっています。これもずっと説明をさせていただいておりますので、またご理解のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（奥野正司君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 僕は、もう少し丁寧に進めてほしいと言うのは、本当にきちんと検討、検証しながら進めてほしいということですが、パイル工法って今回初めて出てきましたよね、たしか。僕は初めて聞いたと思ってるんですが、だからそういう工法とかいろいろあればね、我々もやっぱり専門家に聞ける条件が出てくるんですね。だから時間をかけて丁寧に進めてほしいということ言ってるつもりでいるんです。それだけは言っておきます。

○議長（奥野正司君） 河合町長。

○町長（河合永充君） これまでも行政といたしましては、丁寧にずっと一つ一つ課題を解決しながら、議会からいただいた提案等も一つ一つご説明しながら進めさせていただいております。引き続きしっかりと、また議会のほうからいろいろな提案をいただきましたら丁寧に説明をさせていただこうと思っております。

○議長（奥野正司君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） ないようですから、質疑を終わります。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論があります。

討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 私は、東幼稚園のリフレッシュ工事、ハザードマップが3月に示された当時から、やはりより安全な地域に移転すべきではないかということ

を言ってきました。特にリフレッシュ工事に1億5,000万、さらに擁壁工事にもそれ相応の金額がかかるということになれば結構かかると思うんですね。そうすれば新しい園を一つ造ることも可能だということを考えると、ぜひね、子どもたちのためには、またこの東幼児園の未来のためにもね、より安全なところで建て替えるべきではないかなと思います。

ただ、このリフレッシュ工事、今進めるに当たっては、擁壁の問題は言ってますけど、パイル工事と言うんですが、どういう擁壁をするんか知らんけど、そのパイル工事を基礎にパイルを打ってその上に擁壁を立ち上げるといって鉄筋の家を建てるような建て方になるのかなと思うんですが、いずれにしても、その間には土込めをしていかなあかんわけですね。今の状況では、園舎と擁壁の間には小型も含めて重機が入れる状況がなかったと、僕はそう思っているんですけど、そのことを考えると、やはり基礎、その前に擁壁、擁壁を造って基礎を固め、その上にきちっとした園舎のリフレッシュ工事に入る、そのときに必要な補強も含めてすべきじゃないかというのが筋ではないかと私は思っています。だからそういう意味では丁寧なやり方をすべきだし、先ほど言いましたように、その擁壁についてパイル工法だというのも初めて聞きました。それがどなんんかというのも僕よく分からないんですが、そこも含めてね、そういう意味では丁寧な説明と進め方が必要なんではないかという立場からね、急いでやる必要はないということで、この契約には反対の立場を取ります。

○議長（奥野正司君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

7番、江守君。

○7番（江守 勲君） 私は、議案第42号に賛成の立場から討論をさせていただきます。

今回の提案は仮契約から本契約への移行といったことでございまして、今までどおり、行政のほうも丁寧に議会と何度も協議を重ねてきた結果であるということは、私はしっかりと確認をさせていただいております。

ただ、今、金元議員のほうからいろいろとご意見ございましたが、そういった部分につきましても工法と、そして今後の工期等しっかり内容を確認させていただいておりますし、今すぐ慌ててすべきではないかというご意見もございましたが、今現在、園児の方々がおられます。やはり今現在通われている園児の安全、安心を守るためにも、しっかりと今後もこういった対応、対策を取るといことも私はしっかりと確認をさせていただいておりますので、この議案に対しまし

て賛成の立場を取らせていただきます。

○議長（奥野正司君） ほかに討論はありませんか。

5番、滝波君。

○5番（滝波登喜男君） 私も反対という立場で討論させていただきます。

基本的には、東幼稚園を増築してここに松岡小学校区、3つの幼稚園の一つをここに置くということには反対であります。それは今までの議会でも言っているとおりであります。

ただ、今回の請負工事、この工事につきましても擁壁との関係で、やはり土台をしっかりとしてから上物を建てるというのが基本ではないかなと思っております。また、今の在園児にとって十分に安全、安心を整えるためにも、擁壁工事をしっかりとやった上で、そして改修工事、増築をしていくべきだろうと考えておりますので、今回はこの改修工事の請負契約については反対の立場を取らせていただきます。

○議長（奥野正司君） ほかに討論ありませんか。

12番、酒井君。

○12番（酒井秀和君） 今回の議案第42号、松岡東幼稚園リフレッシュ改修工事の請負契約締結について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

これまで行政は議会の指摘を考慮して、ボーリング調査など様々な対応を行ってまいりました。町長、子育て支援課長を中心に十分慎重に進められてきたものと考えております。ぜひ私としては、今いる子どもたちのためにも少しでも早く安心、安全の提供をお願いしたいということで、さらに慎重にこの工事を進めていただきたいなと思っております。

以上のことから賛成の立場を取らせていただきます。

○議長（奥野正司君） ほかに討論はありませんか。

9番、長岡君。

○9番（長岡千恵子君） 私は、この議案第42号についての議案内容につきまして、反対の立場から討論させていただきたいと思っております。

まず東幼稚園に関して言いますと、今年度の入園児数30名、それまでも園児数につきましては非常に、4園ある中で極端に少ない保護者の希望というのしかなかったわけです。なぜ保護者がそこを希望しないかお考えになればお分かりになると思います。それは九頭竜川側の擁壁、それから立地条件、その他もろもろのことを考えますと、保護者にとって利益を得る条件ではなかったということに

なります。

そこに擁壁を含めてリフレッシュ工事をして1億5,000万プラスアルファのお金をかけるということになりますと、これから先いかがでしょうか。入園者数、ゼロ歳児を受け入れるから増えるというふうにご答弁いただいておりますけれども、果たしてどれだけの要望が出てくるかということになりますと、やはり町内に住んでらっしゃる保護者の方を見ますと、特に今は清流地区の保護者が多くなっております。そうしますと、福井市内へお勤めの皆さん、保護者の方から言えば、通勤途上ではなくて通勤に逆行しての子どもの預け入れということにもなります。そこに要望が上がってくる、希望者が出てくるとはまず考えられませんが。

ということになってきますと、先ほど金元議員がおっしゃってましたように、より安全な場所、より都合のいい場所に建て替える、あるいは移転するというのを考えるほうが妥当ではないかと思っておりますので、今回のこのリフレッシュ工事に対して、擁壁も含めまして反対の立場を取らせていただきたいと思います。

○議長（奥野正司君） ほかに討論はありますか。

11番、酒井君。

○11番（酒井和美君） こちらの東幼稚園、安全性の面においてもこれまでも十分目視調査であるとか地質調査ですとか調査を十分に行ってきて、その上でこのパイル工法というのも新しく提案されてるんですけども、行政としてきちんと安全性も確保して建物を建てる、擁壁も工事を行うということで示されておりました、私たち議会も3月においてこれを承認したものであり、これの入札を行うというものの議案でございます。これをそのとおり適切に入札も行われていることも示されていると思っておりますので、賛成の立場で意見させていただきます。

また、松岡東幼稚園におきましてはゼロ歳児の受入れということも可能にするということで、今後要望は増えていくものと思われまますので、地元の方たちにとってよりありがたい幼稚園の在り方というのも示されていること、私は大変ありがたいことだと思っております。

○議長（奥野正司君） ほかに討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第42号、松岡東幼稚園リフレッシュ改修工事（建築）の請負契約締結についての件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(起立多数)

○議長（奥野正司君） 起立多数です。

よって、本件は原案のとおり決定することに決しました。

暫時休憩します。

(午後 0時23分 休憩)

(午後 0時23分 再開)

○議長（奥野正司君） 休憩前に引き続き再開いたします。

以上をもちまして、本臨時会に付されました案件は全て議了しました。

これで本日の会議を閉じます。

各議員におかれましては、大変お忙しいところをご参集をいただき、ここに全日程を終了しましたことを心より厚く御礼申し上げます。

今後とも議会運営につきましては、皆様方の格段のご協力をお願い申し上げ、令和3年第3回永平寺町議会臨時会を閉会します。

町長より閉会の挨拶を受けます。

町長。

○町長（河合永充君） 閉会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

本臨時会にご提案申し上げました専決処分の承認及び議案につきましては、慎重にご審議をいただき、そして妥当なご決議を賜り、誠にありがとうございました。

今年度もコロナ禍の中、様々な制限を受けながら柔軟に施策を推進することが重要となってまいります。現在、事業推進ヒアリングを行い、各課の事業の取組方やスケジュール、コロナ関連の提案などについて確認をしておりますが、あらゆる変化にも柔軟に対応できるよう、状況を見極めながら事業を推進してまいります。

結びに、議員の皆様におかれましては、何かとお忙しいとは存じますが、健康に十分留意され、町政発展により一層のお力添えを賜りますとともに、これからのご活躍をご祈念申し上げまして、閉会のご挨拶といたします。

ありがとうございました。

(午後 0時25分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

永平寺町議会議長

永平寺町議会議員

永平寺町議会議員